

愛媛県議会会議規則の一部を改正する規則

愛媛県議会会議規則（昭和30年3月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(欠席届及び退席届)</p> <p>第85条 議員は、公務、疾病、出産、<u>育児、介護その他のやむを得ない事由により議会に出席することができないときは、あらかじめその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会に出席することができないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p> <p>3 省略</p> <p>第86条 省略</p> <p>第87条 省略</p> <p>第88条 省略</p> <p>第89条 省略</p> <p>第90条 省略</p> <p>第91条 省略</p> <p>第92条 省略</p>	<p>(出席簿)</p> <p>第85条 議員は、会議定刻前議事堂に参着して、出席簿に捺印しなければならぬ。</p> <p>(出席 及び退席届)</p> <p>第86条 議員は、公務、疾病、出産_____その他の事故_____により議会に出席することができないときは、あらかじめその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第87条 省略</p> <p>第88条 省略</p> <p>第89条 省略</p> <p>第90条 省略</p> <p>第91条 省略</p> <p>第92条 省略</p> <p>第93条 省略</p>

第93条 省略  
第94条 省略  
第95条 省略  
第96条 省略  
第97条 省略  
第98条 省略  
第99条 省略  
第100条 省略  
第101条 省略  
第102条 省略  
第103条 省略  
第104条 省略  
第105条 省略  
第106条 省略

(会議録の公開)

第107条 会議録は、これを公開する。ただし、第105条の規定による秘密会の議事及び前条第2項の規定により別に調製した発言の記録は、この限りでない。

第108条 省略  
第109条 省略  
第110条 省略  
第111条 省略

別表 (第109条関係)

省略

第94条 省略  
第95条 省略  
第96条 省略  
第97条 省略  
第98条 省略  
第99条 省略  
第100条 省略  
第101条 省略  
第102条 省略  
第103条 省略  
第104条 省略  
第105条 省略  
第106条 省略  
第107条 省略

(会議録の公開)

第108条 会議録は、これを公開する。但し、第106条の規定による秘密会の議事及び第107条第2項の規定により別に調製した発言の記録は、この限りでない。

第109条 省略  
第110条 省略  
第111条 省略  
第112条 省略

別表 (第110条関係)

省略

## 議 案 説 明

国等で行政手続等における押印が見直されていることを踏まえ、本県議会でも各種手続を見直し、会議に関する押印の規定を削除するとともに、議会の欠席事由に育児及び介護を明記し、並びに産前産後期間における議会の欠席に係る届出の制度を設けることで、女性を含めた多様な層の住民がより議会に参画しやすい環境を整備するため、この規則の一部を改正しようとするものである。